

令和6年度 上尾市住宅断熱改修奨励金



交付対象

令和6年4月1日以降に国の『子育てエコホーム支援事業（リフォーム）※』または『先進的窓リノベ2024事業』の補助金の交付を受けた方（市民）

※開口部、外壁・天井または床の断熱改修を実施したものが対象

申請期間

令和6年7月29日(月) から 令和7年3月31日(月)

窓口受付時間：平日8時30分から17時まで

申請場所

上尾市役所 環境政策課ゼロカーボン推進室（5階）

申請方法

窓口にて直接申請または郵送



【注意事項】

- ① **先着順**で受付をします。
- ② 申請期間中であっても、申請額が予算に達した時点で受付を終了します。
- ③ **申請書類に不備があった場合、お預かりや仮予約等は行っておりません。**

交付額

上限10万円（対象補助金の工事に係る経費から対象補助金を控除した額に対し1/2）
※その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。

1 交付申請

《必要書類》

- 「上尾市住宅断熱改修奨励金交付申請書兼請求書」
- 「市税に未納がないことの証明書」※1
または「令和5年度の納税証明書 市県民税（個人）」※2
- ※1 本庁舎1F 証明書発行センターで取得 ※2 本庁舎1F 証明書発行センターまたは支所・出張所で取得
- 「委任状」（業者代行申請の場合）
- その他国の補助金事業利用ごとにそれぞれ**必要な書類（裏面参照）**



2 交付決定通知書の送付

申請書受理から1～2週間で、以下の書類をご自宅に送付します。

- 「上尾市住宅断熱改修奨励金をご申請された方へ」
- 「上尾市住宅断熱改修奨励金 交付決定通知書」

3 振込

交付決定後、3～4週間で指定された口座に振り込みます。

振込通知書は送付しませんので、通帳を記帳するなどしてご確認ください。



交付申請対象者

次の①②③をすべて満たす方

- ①該当年度内に『子育てエコホーム支援事業』または『先進的窓リノベ2024事業』の補助金交付を受けた者（市民）
- ②上尾市内に住所を有し、かつ居住する者であること
- ③奨励金申請時において、市税（市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び軽自動車税）を滞納していないこと

交付要件

令和6年4月1日以降に対象となる補助金の交付を受け、令和7年3月31日までに申請手続きが完了すること※1世帯1回のみ申請ができます。

必要書類

子育てエコホーム支援事業 ※開口部、外壁・天井または床の断熱改修	先進的窓リノベ2024事業
・ 上尾市住宅断熱改修奨励金交付申請書兼請求書	
・ 市税に未納がないことの証明書 または 令和5年度の納税証明書 市県民税（個人）	
・ 国の交付額確定通知書の写し	・ 国の交付額確定通知書の写し
・ 工事請負契約書の写し ※変更契約をした場合は変更契約書写しも添付	・ 工事請負契約書の写し ※変更契約をした場合は変更契約書写しも添付
・ 共同事業実施規約の写し	・ 先進的窓リノベ2024事業共同事業実施規約の写し
・ 工事【前】写真(補助対象の箇所すべて)	・ 工事【前】写真(補助対象の箇所すべて)
・ 工事【後】写真(補助対象の箇所すべて)	・ 工事【後】写真(補助対象の箇所すべて)
【代行申請の場合】 ・ 委任状（同居家族による代行申請以外の場合） ・ 名刺（業者による代行申請の場合）	

「市税に未納がないことの証明書」または「令和5年度の納税証明書 市県民税(個人)」について

- 市税に未納がある方は、上尾市住宅断熱改修奨励金の申請ができません。
納付状況については納税課（本庁舎2F TEL 048-775-5194）にお問合せください。
交付申請には、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に発行したものがが必要です。
取得方法については、証明書発行センター（本庁舎1F TEL 048-783-4940）にお問合せください。
- 「市税に未納がないことの証明書」または「令和5年度の納税証明書 市県民税（個人）」が発行されない場合は、下表をご参考ください。
※市税に未納がないことの証明は本庁舎1F 証明書発行センターでのみ取得ができます。

非課税の場合	代わりに「非課税証明書」を提出してください。
転入直後で、上尾市での課税がない場合	代わりに「住民票の写し」を提出してください。

【お問い合わせ先】

上尾市環境政策課ゼロカーボン推進室(市役所本庁舎5階)
〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
TEL : 048-775-7308 / FAX : 048-775-9872